

3 都市環境の保全と改善

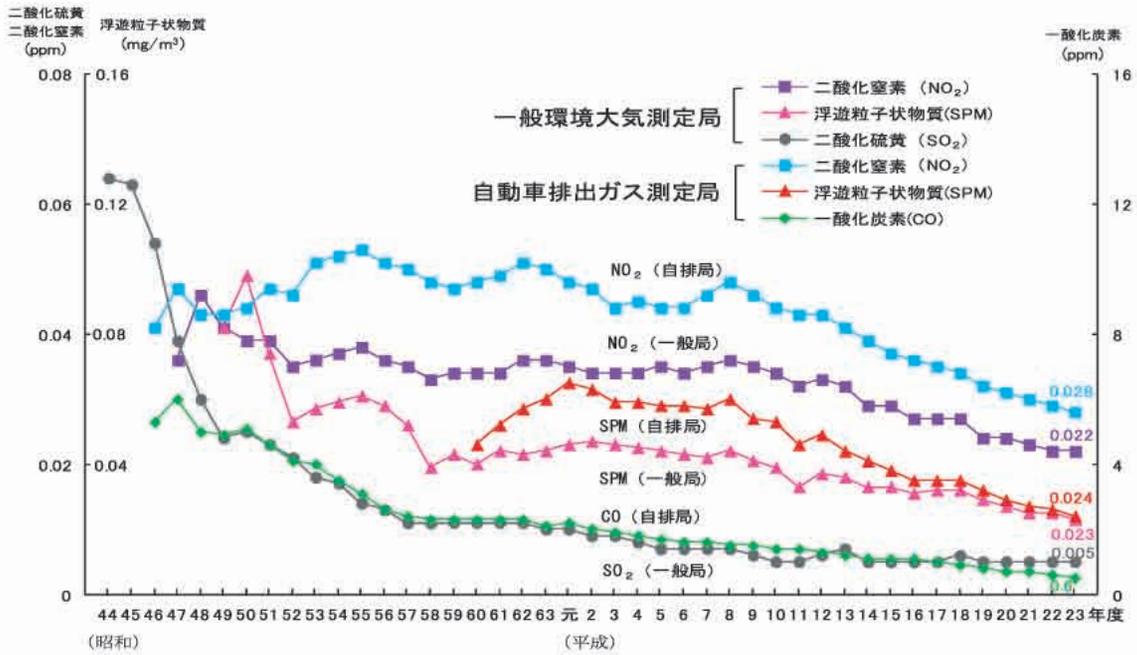
1 大気環境

(1) 大気汚染の現状

大阪市では、市内 26 箇所の大気汚染常時監視測定局で「大気汚染防止法」(以下「法」という。)

第 22 条に基づく常時監視を行い、汚染状況を把握しています。大気汚染の状況は、近年改善が進んでいます。

主な大気汚染物質濃度の経年変化



主な大気汚染物質の環境基準達成状況の経年変化

物質	測定局	年度										
		平成	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
二酸化窒素 (NO ₂)*	一般環境大気測定局	7/13	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13
	自動車排出ガス測定局	3/11	6/11	6/11	8/11	7/11	9/11	11/11	8/10	11/11	11/11	
浮遊粒子状物質 (SPM)*	一般環境大気測定局	5/14	14/14	14/14	13/14	14/14	13/14	14/14	12/12	14/14	0/14	
	自動車排出ガス測定局	0/7	8/8	9/9	8/9	8/9	8/9	9/9	8/8	9/9	2/9	
二酸化硫黄 (SO ₂)*	一般環境大気測定局	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	
	自動車排出ガス測定局	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	
一酸化炭素 (CO)*	自動車排出ガス測定局	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	
光化学オキシダント (Ox)*	一般環境大気測定局	0/13	0/13	0/13	0/13	0/13	0/13	0/13	0/13	0/13	0/13	
微小粒子状物質 (PM2.5)*	一般環境大気測定局										0/1	
	自動車排出ガス測定局										0/2	

(注) 円グラフの水色部分は環境基準(長期的評価)達成の測定局の割合を示す。数字は(環境基準達成局数)/(有効測定局数)を示す。

① 二酸化窒素 (NO₂)

平成 23 年度の二酸化窒素濃度の市内平均値は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）0.022ppm、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）0.028ppm であり、一般局、自排局の全局で環境基準を達成しました。

② 浮遊粒子状物質 (SPM)

平成 23 年度の浮遊粒子状物質濃度の市内平均値は、一般局 0.023mg/m³、自排局 0.024 mg/m³ でした。環境基準については、平成 23 年 5 月初旬における黄砂の影響を受け、2 日以上連続して環境基準を超過した測定局が大部分を占めたことにより、自排局 2 局を除き、環境基準を達成しませんでした。

③ 光化学オキシダント (O_x)

平成 23 年度の光化学オキシダント濃度の屋間の市内平均値は、一般局 0.027ppm であり、全局で環境基準を達成しませんでした。また、平成 23 年度の光化学スモッグ発令状況は、市域では予報が 3 回、注意報が 3 回（府域では、予報 4 回、注意報 4 回）でした。なお、平成 11 年度以降は、市内において光化学スモッグによる被害の訴えはありません。

④ 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

平成 23 年度から、一般局 1 局、自排局 2 局の計 3 局において、測定を開始しています。3 測定局の年平均値は 17.0~19.1 μg/m³ でした。

なお、3 測定局とも長期基準(1 年平均値が 15 μg/m³ 以下)、短期基準(日平均値の年間 98% 値が 35 μg/m³ 以下)を達成しませんでした。

(2) 主な大気汚染対策

① 工場など固定発生源対策

大気汚染物質を排出する工場・事業場に対して、法・「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下「府条例」という。）に基づく規制基準の遵守徹底などにより汚染物質の排出低減に努めています。

また、定期的に立入検査を実施し、届出内容の確認や法・府条例の規制基準の遵守徹底を図っています。

特に、6 月の「環境月間」や 12 月の「大気汚染防止推進月間」には、施設の一斉監視を実施するとともに、環境保全意識の高揚を図るための啓発にも努めています。

ア. 窒素酸化物*対策

前述の規制基準に加え、本市独自の指導要領に基づく指導基準の遵守徹底及び、窒素酸化物等の発生の少ない都市ガス・灯油等の軽質燃料の利用促進（クリーンエネルギーの利用促進）や低 NO_x 機器の普及促進を図るなど、窒素酸化物の排出抑制を進めています。

その結果、固定発生源からの窒素酸化物の排出量は、着実に減少しており、平成 21 年度は 2,744 トン/年となっています。

イ. 浮遊粒子状物質対策

浮遊粒子状物質には、ばいじん・粉じん等の一次粒子と揮発性有機化合物等のガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子があり、本市では、法・府条例等に基づく規制指導を行うとともに、揮発性有機化合物等の排出抑制などを推進しています。

また、微小粒子状物質 (PM_{2.5}) については、国における調査研究を注視しながら、市域内のモニタリング体制の整備を進めています。

ウ. 揮発性有機化合物*対策（光化学オキシダント対策）

光化学スモッグの発生抑制には、窒素酸化物のほかに揮発性有機化合物を削減することが必要であり、本市では、法・府条例等に基づく規制指導とともに、大規模塗装工場に対して、排出許容量規制等を行っています。

② 悪臭対策

悪臭は、人の嗅覚に直接作用し、その不快な臭